

湯河原町職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年 3 月 31 日

湯河原町長

内 藤 喜 文

湯河原町規則第 6 号

湯河原町職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

湯河原町職員の地域手当に関する規則（平成17年湯河原町規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「100分の3」を「100分の4」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。